

## 五. 法令の名宛人・保護対象・規制内容



現行御法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第1条					目的条文	労働者					
第2条					定義規定	労働者					
第3条	第1項	事業者			事業者等の責務	労働者					
第3条	第2項	※1 設計者等			事業者等の責務	右の物を使用する者？					
第3条	第3項	建設工事の注文者等他人に工事を請け負わせるもの			事業者等の責務						
第4条		労働者			労働者の責務						
第5条	第1項	二以上の建設業に属する事業の事業者			共同企業体代表者の届出						
第5条	第2項	都道府県労働局長			労働局長による共同企業体代表者の指名						
第5条	第3項			二以上の建設業に属する事業の事業者	指名された共同企業体代表者の変更						
第5条	第4項			二以上の建設業に属する事業の事業者	共同企業体代表者を事業者とみなす						
第6条		厚生労働大臣			労働災害防止計画の策定						
第7条		厚生労働大臣			労働災害防止計画の変更						
第8条		厚生労働大臣			労働災害防止計画の公表						
第9条		厚生労働大臣			労働災害防止計画の実施のための勧告						
第10条	第1項	事業者			総括安全衛生管理者選任、業務の統括管理	労働者					
第10条	第2項	総括安全衛生管理者			総括安全衛生管理者の資格						
第10条	第3項	都道府県労働局長			総括安全衛生管理者業務に関する労働局長の勧告						
第11条	第1項	事業者			安全管理者の選任	労働者	第53条	第1項	使用者		安全管理者及び衛生管理者の選任
第11条	第2項	労働基準監督署長			労働署長による安全管理者の選任または解任		第53条	第3項	行政官庁		安全管理者及び衛生管理者の増員または解任
第12条	第1項	事業者			衛生管理者の選任	労働者	第53条	第1項	使用者		安全管理者及び衛生管理者の選任
第12条	第2項	労働基準監督署長			労働署長による衛生管理者の選任または解任		第53条	第3項	行政官庁		安全管理者及び衛生管理者の増員または解任
第12条の2		事業者			安全衛生推進者等の選任						
第13条	第1項	事業者			産業医の選任	労働者					
第13条	第2項	産業医			産業医の知識の要件	労働者					
第13条	第3項	産業医			医学に基づき誠実に職務を行うこと	労働者					
第13条	第4項	産業医を選任した事業者			産業医への労働者の健康情報の提供	労働者					
第13条	第5項	産業医			産業医から事業者への勧告	労働者					
第13条	第6項	事業者（実質的に産業医を選任した事業者）			産業医の勧告の安全衛生委員会への報告	労働者					
第13条の3		事業者（実質的に産業医を選任した事業者）			労働者からの健康相談に応じるための必要な体制の整備	労働者					
第14条		事業者			作業主任者の選任	労働者					
第15条	第1項	特定元方事業者			総括安全衛生責任者の選任、統括管理させること	労働者					
第15条	第2項	統括安全衛生責任者			総括安全衛生責任者はその事業を統括する者を充てること	労働者					
第15条	第3項	労働基準監督署長により示された事業者			統括安全衛生責任者を選任し、統括管理させること	労働者					
第15条	第4項	統括安全衛生責任者を選任した事業者			統括管理させること	労働者					
第15条	第5項				「統括安全衛生責任者」に読み替える規定	労働者					

項	名宛とも名宛人	形式的な主旨	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第15条の2	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項
第15条の3	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項
第16条	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項
第17条	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項	第1項 第2項 第3項 第4項 第5項
第18条	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項
第19条	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項	第1項 第2項 第3項 第4項
第19条の2	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項
第19条の3	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項
第20条	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項
第21条	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項	第1項 第2項
第22条	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項	第1項

現行法	項	名実ともに名宛人	形式的な主題	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	名宛人	保護対象	規制内容
第23条		事業者			労働者の健康、風紀、及び生命の保持のために必要な措置を講ずること。	労働者を就業させる建築物等				
第24条		事業者			労働者の作業行動から生ずる労働災害を防止するため必要な措置を講ずること。	労働者				
第25条		事業者			急迫した危険があるとき、労働者を退避させる等必要な措置を講ずること。	労働者				
第25条の2	第1項	※2建設業その他政令で定める事業者			労働者の救護のために必要な措置を講ずること。	労働者				
第25条の2	第2項	※2建設業その他政令で定める事業者			省令で定める資格を有する者から技術的事項を管理させること。					
第26条		労働者			事業者が第二十条から第二十五条まで及び前条第一項の規定に基づき講ずる措置に応じて、必要な事項を守らなければならない。					
第27条	第1項	実質的に労働者?			労働者が守らなければならない事項は省令で定める。					
第27条	第2項	実質的に厚生労働大臣			省令で定めるに当たっては、公署等防災と密接に関連するもの防止に関する法令の趣旨に反しないよう配慮すること。					
第28条	第1項	厚生労働大臣			事業者が講ずべき措置について技術的指針を公表する。					
第28条	第2項	厚生労働大臣			技術上の指針を定めるに当たって、中高年齢者に特に配慮すること。					
第28条	第3項	厚生労働大臣			化学物質の製造・取り扱い業者労働者の健康障害を防止するため必要な措置を講ずること。	労働者				
第28条	第4項	厚生労働大臣			指針に関して必要があるときは、事業者またはその団体に対して指導等を行うことができる。	労働者				
第28条の2		事業者			危険有害性の調査をして、必要な措置を講ずること、労働者の危険又は健康障害を防止するために必要な措置を講ずるよう務めること。	危険有害調査=明記なし 後段=労働者				
第28条の2		厚生労働大臣			第28条の2の措置に関して有効な実施を図るため指針を公表する					
第29条	第1項	元方事業者			関係請負人等が法に違反しないよう必要な指導を行うこと。	関係請負人? 関係請負人の労働者				
第29条	第2項	元方事業者			関係請負人等が法に違反しているを認めるときは是正のため費用な指示をおこなうこと。					
第29条	第3項	第29条第2項の指示を受けた関係請負人又はその労働者			元方事業者による29条IIの指示を従わなければならない。					
第29条の2		建設業に属する事業の元方事業者			土砂崩壊、機械転倒のおそれがある場所等で危険を防止するために技術上の指導等を行うこと。	関係請負人の労働者				

理安術法	項	名実ともに名宛人	形式的な主題	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第30条	第1項	特定元方事業者			労働者及び関係請負人の労働者が同一の場所で作業するために生ずる災害を防止するために必要な措置を講じること。	特定元方事業者の労働者 関係請負人の労働者					
第30条	第2項	特定事業の仕事の発注者で、特定元方事業者以外のもの			関係請負人に分割発注しかつは駐車自身は自ら作業を行わない場合、請負人のうちから1人を30条1の者として指名すること。	関係請負人の労働者					
第30条	第3項	労働基準監督署長			30条2の指名がなされないときは労働基準長が指名する。	関係請負人の労働者					
第30条	第4項	30条において指名された事業者			30条1の措置を講じること	関係請負人の労働者					
第30条の2	第1項	※3製造業者の元方事業者			作業間の連絡及び調整を行うこと	関係請負人の労働者					
第30条の2	第2項	※3製造業者等の仕事の発注者で、元方事業者以外のもの			準用規定(30条II)	関係請負人の労働者					
第30条の2	第3項	労働基準監督署長			準用規定(30条III)	関係請負人の労働者					
第30条の2	第4項	30条の2IIにおいて指名された事業者			準用規定(30条IV)	関係請負人の労働者					
第30条の3	第1項	元方事業者			第25条の2第1項の措置を講じること。	当該場所において作業するすべての労働者					
第30条の3	第2項	元方事業者			準用規定(30条II)	当該場所において作業するすべての労働者					
第30条の3	第3項	労働基準監督署長			準用規定(30条III)	当該場所において作業するすべての労働者					
第30条の3	第4項	30条の3IIにおいて指名された事業者			準用規定(30条IV)	当該場所において作業するすべての労働者					
第30条の3	第5項	元方事業者及び指名された事業者以外の事業者			第25条の2第2項は適用しない。	当該場所において作業するすべての労働者					
第31条	第1項	特定事業の仕事を行う元方事業者			請負人の労働者の労災を防止するため必要な措置を講じること。	請負人の労働者					
第31条	第2項	後次の請負契約の当事者である注文者			31条1を適用しない。	請負人の労働者					
第31条の2		※4化学物質の製造等をする注文者			請負人の労働者の労災を防止するため必要な措置を講じること。	請負人の労働者					
第31条の3	第1項	※5特定作業の発注者等			請負人の労働者の労災を防止するため必要な措置を講じること。	請負人の労働者					
第31条の3	第2項	※6特定作業に係る元方事業者又は30条により指名された建設の事業者			特定作業に従事するすべての労働者の労働災害を防止するため必要な配慮を講じること。	特定作業に従事するすべての労働者					
第31条の4		注文者			法律に違反する指示をしてはならないこと。						
第32条	第1項	請負人			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。	労働者					
第32条	第2項	請負人			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。	労働者					
第32条	第3項	請負人			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。	労働者					
第32条	第4項	請負人			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。	労働者					
第32条	第5項	請負人			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な措置を講じること。	労働者					
第32条	第6項	労働者			規定により講ぜられる措置に応じて、必要な事項を守る。	労働者					

理安術法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第32条	第7項	請負人及び労働者			規定に基づく措置の実施を確保するために指示に従わなければならないこと。	労働者					
第33条		機械等貸与者			機械等による労働災害を防止するため必要な措置を講ずること。	?					
第34条		建築物貸与者			建築物等による労働災害を防止するため必要な措置を講ずること。	?					
第35条		一の貨物で、重量が一トン以上のものを発送しようとする者			重量を表示しなければならないこと	?					
第36条					厚生省令への委任						
第37条	第1項	特定機械等を製造しようとする者			あらかじめ都道府県労働局長の許可を得ること	明文なし					
第37条	第2項	都道府県労働局長			大臣の定める基準に適合するときでなければ許可しないこと。	明文なし					
第38条	第1項	※8 特定機械等を製造し、若しくは輸入した者等			特定機械等の検査を受けること。	明文なし					
第38条	第2項	外国において特定機械等を製造した者			輸入時等検査対象機械等の検査を受けることができる	明文なし					
第39条	第1項	都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関			検査証を交付する	明文なし					
第39条	第2項	労働基準監督署長			検査証を交付する	明文なし					
第39条	第3項	労働基準監督署長			検査証に裏書を行う	明文なし					
第40条	第1項				検査証を受けていない特定機械等は使用してはならない	明文なし					
第40条	第2項				検査証とともにするものでなければ、譲渡し、又は貸与してはならない	明文なし					
第41条	第1項				有効期間は省令で定める期間とする。	明文なし					
第41条	第2項	検査証の有効期間の更新を受けようとする者			登録性能検査機関が行う性能検査を受けなければならない	明文なし					
第42条					特定機械等以外の機械等の譲渡等の制限	明文なし					
第43条					動力により駆動される機械等で、作動部分上の突起物又は動力伝導部分若しくは調速部分に厚生労働省令で定める防護のための措置が施されていないものは、譲渡し、貸与し、又は譲渡若しくは貸与の目的で展示してはならない	明文なし					
第43条の2		厚生労働大臣又は都道府県労働局長			第四十二条の機械等が使用されることによる労働災害を防止するため必要な措置を講ずることができる	明文なし					
第44条	第1項	第四十二条の機械等（次条第一項に規定する機械等を除く。）のうち、別表第三に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者			登録個別検査機関が個々に行う当該機械等についての検査を受けなければならない	明文なし					
第44条	第2項	外国製造者以外の者			自ら登録個別検査機関が個々に行う当該機械等についての検査を受けることができる。	明文なし					

現行条法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第4.4条	第3項	登録個別検定機関			基準に適合していると認めるときでなければ、当該機械等を個別検定に合格させてはならない。	明文なし					
第4.4条	第4項	個別検定を受けた者			個別検定に合格した旨の表示を付さなければならぬ。	明文なし					
第4.4条	第5項				個別検定に合格した機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。	明文なし					
第4.4条	第6項				第一項の機械等で、第四項の表示が付されていないものは、使用してはならない。	明文なし					
第4.4条の2	第1項	別表第四に掲げる機械等で政令で定めるものを製造し、又は輸入した者			登録型式検定機関が行う当該機械等の型式についての検定を受けなければならない。	明文なし					
第4.4条の2	第2項	外国製造者			機械等の型式について、自ら登録型式検定機関が行う検定を受けることができる。	明文なし					
第4.4条の2	第3項	登録型式検定機関			厚生労働省令で定める基準に適合していると認めるときであれば、当該型式を型式検定に合格させなければならない。	明文なし					
第4.4条の2	第4項	登録型式検定機関			型式検定合格証を申請者に交付する。	明文なし					
第4.4条の2	第5項	型式検定を受けた者			型式検定に合格した型式の機械等である旨の表示を付さなければならない。	明文なし					
第4.4条の2	第6項				型式検定に合格した型式の機械等以外の機械等には、前項の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。	明文なし					
第4.4条の2	第7項				第一項本文の機械等で、第五項の表示が付されていないものは、使用してはならない。	明文なし					
第4.4条の3	第1項				型式検定合格証の有効期間は、前条第一項本文の機械等の種類に応じて、厚生労働省令で定める期間とする。	明文なし					
第4.4条の3	第2項	型式検定合格証の有効期間の更新を受けようとする者			型式検定を受けなければならない。	明文なし					
第4.4条の4		厚生労働大臣			型式検定合格証の効力を失わせることができる。	明文なし					
第4.5条	第1項	事業者			ボイラーその他の機械等について、省令で定めるところにより、定期に自主検査を行ない、及びその結果を記録しておくなければならない。	明文なし					
第4.5条	第2項	事業者			特定自主検査を行うときは、その使用する労働者で省令で定める資格を有するもの又は検査業者に実施させなければならない。	明文なし					
第4.5条	第3項	厚生労働大臣			自主検査指針を公表	明文なし					

現行条法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第45条	第4項	厚生労働大臣			事業者若しくは検査業者又はこれらの団体に対し、当該自主検査指針に関し必要な指導等を行うことができる	明文なし					
第46条	第1項			国	登録製造時等検査を行う者との申請により行う。	明文なし					
第46条	第2項			製造時等検査を行うとする者	登録を受けることができず、要件の全てに適合しているときは、登録をしなければならない。	明文なし					
第46条	第3項	厚生労働大臣			登録は、登録製造時等検査機関登録簿に登録し、次に掲げる事項を記載してするものとする	明文なし					
第46条	第4項			厚生労働大臣		明文なし					
第46条の2	第1項			製造時等検査を受けたもの	五年以上十年以内において政令で定める期間ごとにその更新を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。	明文なし					
第46条の2	第2項				準用規定	明文なし					
第47条	第1項	登録製造時等検査機関			遅滞なく、製造時等検査を行わなければならない	明文なし					
第47条	第2項	登録製造時等検査機関			検査員にこれを実施させなければならない	明文なし					
第47条	第3項	登録製造時等検査機関			特別特定機械等の構造に係るものに適合する方法により製造時等検査を行わなければならない	明文なし					
第47条	第4項	登録製造時等検査機関			製造時等検査の検査方法から生ずる危険を防止するために必要な措置として厚生労働省令で定める措置を講じなければならない	明文なし					
第48条	第1項	登録製造時等検査機関			変更しようとする日の二週間前までに、厚生労働大臣に届け出なければならない	明文なし					
第48条	第2項			登録製造時等検査機関	製造時等検査に関する料金その他の厚生労働省令で定める事項を定めておかなければならない	明文なし					
第49条					製造時等検査の業務を廃止しようとするときは、その旨を厚生労働大臣に届け出なければならない	明文なし					
第50条	第1項	登録製造時等検査機関			財産目録、貸借対照表及び損益計算書又は収支決算書並びに事業報告書を作成し、五年間事務所に備えて置かなければならない	明文なし					
第50条	第2項	製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人			製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人	明文なし					
第50条	第3項	製造時等検査を受けようとする者その他の利害関係人			製造時等検査に関し生じた損害を賠償するために必須な保険契約を締結しているときは、登録製造時等検査機関の業務時間内は、いつでも、次に掲げる請求をすることができる	明文なし					

現案備法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第50条	第4項	登録製造時等検査機関			毎事業年度経過後三月以内に、第一項の規定により作成した損益計算書又は収支決算書及び事業報告書を厚生労働大臣に提出しなければならない。	明文なし					
第51条		登録製造時等検査機関			検査員の選任等の届出	明文なし					
第52条		厚生労働大臣			登録製造時等検査機関に対し、これらの規定に適合するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる	明文なし					
第52条の2		厚生労働大臣			登録製造時等検査機関に対し、製造時等検査を行うべきこと又は製造時等検査の方法その他の業務の方法の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる	明文なし					
第52条の3				厚生労働大臣	登録製造時等検査機関について運用	明文なし					
第53条	第1項	厚生労働大臣			登録製造時等検査機関登録の取消し等	明文なし					
第53条	第2項	厚生労働大臣			外国登録製造時等検査機関登録の取消し等	明文なし					
第53条	第3項			外国登録製造時等検査機関	外国登録製造時等検査機関の負担とする。	明文なし					
第53条の2	第1項	都道府県労働局長			製造時等検査の業務の全部又は一部を自ら行うことができる	明文なし					
第53条の2	第2項	都道府県労働局長又は登録製造時等検査機関				明文なし					
第53条の3					登録性能検査機関に準用	明文なし					
第54条					登録個別検定機関に準用	明文なし					
第54条の2					登録型式検定機関	明文なし					
第54条の3	第1項	検査業者にならうとする者			検査業者名簿に、氏名又は名称、住所その他厚生労働省令で定める事項の登録を受けなければならない	明文なし					
第54条の3	第2項			検査業者にならうとする者	次の各号のいずれかに該当する者は、前項の登録を受けることができない	明文なし					
第54条の3	第3項			国	登録は、検査業者にならうとする者の申請により行う	明文なし					
第54条の3	第4項	厚生労働大臣又は都道府県労働局長			省令で定める基準に適合していると認めるときでなければ、第一項の登録をしてはならない	明文なし					
第54条の3	第5項	事業者その他の関係者			検査業者名簿の閲覧を求めることができる	明文なし					
第54条の4		検査業者			他人の求めに応じて特定自主検査を行うときは、厚生労働省令で定める資格を有する者にこれを実施させなければならない。	明文なし					
第54条の5	第1項	検査業者			検査業者の地位の承継	明文なし					
第54条の5	第2項	検査業者の地位を承継した者			都道府県労働局長に届け出なければならない。	明文なし					

理安術法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第5.4条の6	第1項	厚生労働大臣又は都道府県労働局長			検査業者が第五十四条の第三第二項第一号又は第三号に該当するに至ったときは、その登録を取り消さなければならない	明文なし					
第5.4条の6	第2項	厚生労働大臣又は都道府県労働局長			検査業者が次の各号のいずれかに該当するに至つたときは、その登録を取り消し、又は六月を超えない範囲内で期間を定めて特定自主検査の業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができ、	明文なし					
第5.5条					製造等の禁止	明文なし					
第5.6条	第1項	製造許可物質を製造しようとする者			厚生労働大臣の許可を受けなければならない	明文なし					
第5.6条	第2項	厚生労働大臣			製造設備、作業方法等が厚生労働大臣の定める基準に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない	明文なし					
第5.6条	第3項	製造者			製造設備を、前項の基準に適合するよう維持しなければならない	明文なし					
第5.6条	第4項	製造者			基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造しなければならない	明文なし					
第5.6条	第5項	厚生労働大臣			基準に適合する作業方法に従つて第一項の物を製造すべきことを命ずることができる	明文なし					
第5.6条	第6項	厚生労働大臣			規定に基づく処分に違反したときは、第一項の許可を取り消すことができる	明文なし					
第5.7条	第1項	政令で定めるもの又は前条第一項の物を容器に入れ、又は包装して、譲渡し、又は提供する者			容器に表示しなければならない	労働者					
第5.7条	第2項	前項に規定する方法以外の方法により譲渡し、又は提供する者			同項各号の事項を記載した文書を、譲渡し、又は提供する相手方に交付しなければならない	労働者					
第5.7条の2	第1項	通知対象物を譲渡し、又は提供する者			提供する相手方に通知しなければならない	労働者					
第5.7条の2	第2項	通知対象物を譲渡し、又は提供する者			通知した事項に変更を行う必要が生じたときは、文書の交付により、変更後の同項各号の事項を、速やかに、譲渡し、又は提供した相手方に通知するよう努めなければならない。	労働者					
第5.7条の2	第3項			国	通知に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める	労働者					
第5.7条の3	第1項	事業者			通知対象物による危険性又は有害性等を調査	労働者					
第5.7条の3	第2項	事業者			規定による措置を講ずるほか、労働者の危険又は健康障害を防止するため必要な措置を講ずるよう努めなければならない	労働者					
第5.7条の3	第3項	厚生労働大臣			必要な指針を公表	労働者					
第5.7条の3	第4項	厚生労働大臣			必要な指導、援助等	労働者					

現行条法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第57条の4	第1項	新規化学物質を製造し、又は輸入しようとする事業者			有害性の調査の結果その他の事項を厚生労働大臣に届け出なければならない	労働者					
第57条の4	第2項	有害性の調査を行った事業者			新規化学物質による労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。	労働者					
第57条の4	第3項	厚生労働大臣			新規化学物質の名称を公表	労働者					
第57条の4	第4項	厚生労働大臣			措置を講ずべきことを勧告	労働者					
第57条の4	第5項	学識経験者			有害性の調査の結果に知り得た秘密を漏らしてはならない。	労働者					
第57条の5	第1項	厚生労働大臣			有害性の調査を行い、その結果を報告すべきことを指示することができる	労働者					
第57条の5	第2項			厚生労働大臣	指示は、化学物質についての有害性の調査に関する技術水準、調査を実施する機関の整備状況、当該事業者の調査の能力等を総合的に考慮し、厚生労働大臣の定める基準に従って行う	労働者					
第57条の5	第3項	厚生労働大臣			学識経験者の意見を聴かなければならない	労働者					
第57条の5	第4項	有害性の調査を行った事業者			労働者の健康障害を防止するため必要な措置を速やかに講じなければならない。	労働者					
第57条の5	第5項	学識経験者			指示に関して知り得た秘密を漏らしてはならない	労働者					
第58条		国			自ら有害性の調査を実施するよう努める	労働者					
第59条	第1項	事業者			雇入れ時教育	労働者					
第59条	第2項	事業者			作業変更時教育	労働者					
第59条	第3項	事業者			特別教育	労働者					
第60条		事業者			職長教育	労働者					
第60条の2	第1項	事業者			危険又は有害な業務に現に就いている者に対し、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行うよう努めなければならない。	有害な業務に就いている者					
第60条の2	第2項	厚生労働大臣			指針公表	有害な業務に就いている者					
第60条の2	第3項	厚生労働大臣			必要な指導	有害な業務に就いている者					
第61条	第1項	事業者			技能講習を修了した者でなければ、クレーン運転等の業務に就かせてはならない						
第61条	第2項	技能講習を修了した者			当該業務を行なつてはならない						
第61条	第3項	技能講習を修了した者			免許証その他の資格を証する書面を携帯していなければならない						
第61条	第4項			国	厚生労働省令で別段の定めをする						
第62条		事業者			中高年齢者その他労働災害の防止その就業に当たつて特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の条件に応じて適正な配置を行なうよう努めなければならない						

理安術法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保蔵対象	旧労基法	項	名宛人	保蔵対象	規制内容
第6.3条		国			雇員の養成及び資質の向上のための措置、教育指導方法の整備及び普及、教育資料の提供その他必要な施策の充実に努める						
第6.5条	第1項	事業者			作業環境測定を行うこと						
第6.5条	第2項	事業者		事業者	規定に従うこと						
第6.5条	第3項	厚生労働大臣			指針を公表						
第6.5条	第4項	厚生労働大臣			指針						
第6.5条	第5項	都道府県労働局長			必要な指示						
第6.5条の2	第1項	事業者			作業環境測定に基づき、健診の実施	労働者					
第6.5条の2	第2項	事業者			作業評価基準に従うこと	労働者					
第6.5条の2	第3項	事業者			記録を保存	労働者					
第6.5条の3		事業者			労働者の従事する作業を適切に管理するように努めなければならない。	労働者					
第6.5条の4		事業者			作業時間についての基準に違反して、当該業務に従事させてはならない。						
第6.6条	第1項	事業者			健診を行うこと	労働者					
第6.6条	第2項	事業者			有害業務に従事する者も同様	労働者					
第6.6条	第3項	事業者			歯科医師による健診	労働者					
第6.6条	第4項	都道府県労働局長			臨時の健康診断の実施その他必要な事項を指示することができる。	労働者					
第6.6条	第5項	労働者			事業者が行なう健康診断を受けなければならない	労働者					
第6.6条の2		深夜業に従事する労働者			結果を証明する書面を事業者に提出することができる	労働者					
第6.6条の3		事業者			健診結果の保存	労働者					
第6.6条の4		事業者			健康診断の結果についての医師等からの意見聴取	労働者					
第6.6条の5	第1項	事業者			健康診断実施後の措置	労働者					
第6.6条の5	第2項	厚生労働大臣			指針公表	労働者					
第6.6条の5	第3項	厚生労働大臣			指導等	労働者					
第6.6条の6	第1項	事業者			健康診断を受けた労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、当該健康診断の結果を通知しなければならない。	労働者					
第6.6条の7	第1項	事業者			医師又は保健師による保健指導を行うように努めなければならない。	労働者					
第6.6条の7	第2項	労働者			保健指導を利用して、その健康の保持に努めるものとする。	労働者					
第6.6条の8	第1項	事業者			面接指導等を行うこと。	労働者					
第6.6条の8	第2項	労働者			面接指導を受けること	労働者					
第6.6条の8	第3項	事業者			面接指導の記録を保存	労働者					
第6.6条の8	第4項	事業者			医師の意見の聴取	労働者					
第6.6条の8	第5項	事業者			安全衛生委員会等への報告	労働者					
第6.6条の8の2	第1項	事業者			新製品開発の面接指導	労働者					
第6.6条の8の2	第2項	事業者			読み替え規定	労働者					
第6.6条の8の3		事業者			労働時間の状況を把握すること	労働者					
第6.6条の8の4		事業者			高プロ面接指導	労働者					
第6.6条の8の4		事業者			読み替え規定	労働者					

現行法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第66条の9		事業者			面接指導を行う労働者以外の労働者であつて健康への配慮が必要なものについては、厚生労働省令で定めるところにより、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。	労働者					
第66条の10	第1項	事業者			心理的な負担の程度を把握するための検査を行わなければならない	労働者					
第66条の10	第2項	事業者			労働者の検査の結果を事業者に提供しはならない。	労働者					
第66条の10	第3項	事業者			医師による面接指導	労働者					
第66条の10	第4項	事業者			面接指導の結果を記録	労働者					
第66条の10	第5項	事業者			医師の意見を聴かななければならない	労働者					
第66条の10	第6項	事業者			安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告	労働者					
第66条の10	第7項	厚生労働大臣			指針を公表	労働者					
第66条の10	第8項	厚生労働大臣			指針	労働者					
第66条の10	第9項	国			労働者に対する健康相談の実施その他の当該労働者の健康の保持増進を図ることを促進するための措置を講ずるよう努めるものとする。	労働者					
第67条	第1項	都道府県労働局長			健康管理手帳を交付	労働者					
第67条	第2項	政府			必要な措置を行う	労働者					
第67条	第3項	健康管理手帳の交付を受けた者			貸与してはならない	労働者					
第67条	第4項	国			健康管理手帳の様式その他健康管理手帳について必要な事項は、厚生労働省令で定める	労働者					
第68条		事業者			病者の就業禁止	労働者					
第68条の2		事業者			受動喫煙防止に努める	労働者					
第69条	第1項	事業者			労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努めなければならない。	労働者					
第69条	第2項	労働者			事業者が講ずる措置を利用して、その健康の保持増進に努めるものとする	労働者					
第70条		労働者			体育活動等についての便宜供与等	労働者					
第70条の2	第1項	厚生労働大臣			健康の保持増進のための指針の公表等	労働者					
第70条の2	第2項	厚生労働大臣			必要な指針	労働者					
第70条の3		厚生労働大臣		厚生労働大臣	指針は健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。	労働者					
第71条	第1項	国			事業場における健康教育等に関する指導員の確保及び資質の向上の促進その他の必要な援助に努めるものとする。	労働者					
第71条	第2項	国			中小企業者に対し、特別の配慮をするものとする	労働者					
第71条2		事業者			快適な職場環境を形成するよう努めなければならない。	労働者					

現行条法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第71条3	第1項	厚生労働大臣			快適な職場環境の形成のための指針の公表等	労働者					
第71条3	第2項	厚生労働大臣			指導	労働者					
第71条4		国			金融上の措置、技術上の助言、資料の提供その他の必要な援助に努めるものとする。	労働者					
第72条	第1項			国	免許証交付						
第72条	第2項			国	免許証交付しないもの						
第73条	第1項			国	免許には、有効期間を設けることができる						
第73条	第2項	都道府県労働局長			厚生労働省令で定める要件に該当するときになければ、当該免許の有効期間を更新してはならない。						
第74条	第1項	都道府県労働局長			免許の取消し等						
第74条	第2項	都道府県労働局長			免許を取り消し、又は期間を定めてその免許の効力を停止することができる。						
第74条の2					省令への委任規定						
第75条	第1項	都道府県労働局長			免許試験の実施						
第75条	第2項	都道府県労働局長			学科試験又は実技試験の全部又は一部を免除することができる						
第75条	第3項			都道府県労働局長	区分ごとに行う。						
第75条	第4項			都道府県労働局長	免許試験の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める。						
第75条の2	第1項	厚生労働大臣			指定試験機関の指定						
第75条の2	第2項			厚生労働大臣	指定は、試験事務を行おうとする者の申請により行う。						
第75条の2	第3項	都道府県労働局長			試験事務の全部又は一部を行うこととされたときは、当該試験事務の全部又は一部を行わないものとする。						
第75条の3	第1項	厚生労働大臣			他に指定を受けた者がなく、かつ、前条第二項の申請が次の各号に適合しているときと認めるときは、指定をしてはならない。						
第75条の3	第2項	厚生労働大臣			次の各号のいずれかに該当するときは、指定をしてはならない。						
第75条の4	第1項			指定試験機関	役員を選任及び解任						
第75条の4	第2項	厚生労働大臣			指定試験機関に対し、当該役員を解任すべきことを命ずることができる。						
第75条の5	第1項	指定試験機関			免許を受ける者として必要な知識及び能力を有するかどうかの判定に関する事務については、免許試験員に行わせなければならない。						
第75条の5	第2項	指定試験機関			選任						
第75条の5	第3項	指定試験機関			大臣に届け出						
第75条の5	第4項	厚生労働大臣			解任を命ずる						
第75条の6	第1項	指定試験機関			大臣の認可を受ける						
第75条の6	第2項			厚生労働大臣	試験事務規程で定めるべき事項は、厚生労働省令で定める						

理委衛法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第75条の6	第3項	厚生労働大臣			試験事務規程が試験事務の適正かつ確実な実施上不適当となつたと認めるときは、指定試験機関に対し、これを変更すべきことを命ずることができる						
第75条の7	第1項	指定試験機関			事業計画及び収支予算を作成し、当該事業年度の開始前に、厚生労働大臣の認可を受けなければならない。						
第75条の7	第2項	指定試験機関			毎事業年度の経過後三月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、厚生労働大臣に提出しなければならない。						
第75条の8	第1項	指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）又はこれらの職にあつた者			試験事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。						
第75条の8	第2項	指定試験機関の役員若しくは職員（免許試験員を含む。）			罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす						
第75条の9		厚生労働大臣			指定試験機関に対し、試験事務に関する監督上必要な命令をすることができ						
第75条の10		指定試験機関			厚生労働大臣の許可を受けなければ、試験事務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。						
第75条の11	第1項	厚生労働大臣			指定を取り消さなければならない						
第75条の11	第2項	厚生労働大臣			試験事務の全部若しくは一部の停止を命ずる						
第75条の12	第1項	都道府県労働局長			都道府県労働局長による免許試験の実施						
第75条の12	第2項			厚生労働大臣	厚生労働省令で定める						
第76条	第1項			技能講習を行う者??	技能講習別表第十八に掲げる区分ごとに、学科講習又は実技講習によつて行う。						
第76条	第2項	技能講習を行なつた者			技能講習修了証を交付しなければならない						
第76条	第3項			厚生労働大臣	技能講習の受講資格及び受講手続その他技能講習の実施について必要な事項は、厚生労働省令で定める						
第77条	第1項			国	登録は、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働省令で定める区分ごとに、技能講習又は教習を行おうとする者の申請により行う。						
第77条	第2項			国	要件のすべてに適合しているときは、登録をしなければならない						
第77条	第3項	都道府県労働局長			準用						
第77条	第4項			国							
第77条	第5項			登録教育機関	登録の更新						
第77条	第6項	登録教育機関			計画を作成し、これに基づいて技能講習又は教習を実施しなければならない						
第77条	第7項	登録教育機関			規定に従つて技能講習又は教習を行わなければならない。						

理安衛法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第78条	第1項	厚生労働大臣			特別安全衛生改善計画作成し、これを厚生労働大臣に提出すべきことを指示することができる						
第78条	第2項	事業者			過半数を代表する者の意見を聴かなければならない						
第78条	第3項	事業者及び労働者			特別安全衛生改善計画を守らなければならない						
第78条	第4項	厚生労働大臣			特別安全衛生改善計画を変更すべきことを指示することができる						
第78条	第5項	厚生労働大臣			勸告						
第78条	第6項	厚生労働大臣			公表						
第79条	第1項	都道府県労働局長			安全衛生改善計画を作成すべきことを指示						
第79条	第2項	厚生労働大臣		都道府県労働局長	読み替え規定						
第80条	第2項	厚生労働大臣		都道府県労働局長	安全衛生診断の勧奨						
第81条	第1項	労働安全コンサルタント			兼用、読み替え						
第81条	第2項	労働衛生コンサルタント			安全コンサル						
第82条	第1項	厚生労働大臣			衛生コンサル						
第82条	第2項	厚生労働大臣		厚生労働大臣	安全コンサル試験の実施						
第82条	第3項	厚生労働大臣		受験者							
第82条	第4項	厚生労働大臣			試験の免除						
第83条	第1項	厚生労働大臣			読み替え						
第83条	第2項	厚生労働大臣			指定コンサルタント試験機関						
第83条の2					指定コンサルタント試験機関の指定等						
第83条の3					についての準用						
第84条	第1項	労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者			登録						
第84条	第2項	労働安全コンサルタント試験又は労働衛生コンサルタント試験に合格した者			登録できない						
第85条	第1項	厚生労働大臣			登録を取り消さなければならない。						
第85条	第2項	厚生労働大臣			登録を取り消せる						
第85条の3					読み替え						
第86条	第1項	コンサルタント			コンサルタントの信用を傷つけ、又はコンサルタント全体の不名誉となるような行為をしてはならない。						
第86条	第2項	コンサルタント			その業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は盗用してはならない。コンサルタントでなくかつた後においても、同様とする						
第87条	第1項	日本労働安全衛生コンサルタント会			設立						
第87条	第2項	日本労働安全衛生コンサルタント会		日本労働安全衛生コンサルタント会	定款を変更できない						
第87条	第3項	厚生労働大臣			コンサルタント会の業務は、厚生労働大臣の監督に属する						

現行法規	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第87条	第4項	厚生労働大臣			コンサルタント会の業務の適正な実施を確保するため必要があると認めるときは、いつでも、当該業務及びコンサルタント会の財産の状況を検査し、又はコンサルタント会に対し、当該業務に関し監督上必要な命令をすることができる						
第87条	第5項	コンサルタント会以外の者			称中に日本労働安全衛生コンサルタント会という文字を用いてはならない						
第88条	第1項	事業者			計画届						
第88条	第2項	事業者			30日前						
第88条	第3項	事業者			14日前						
第88条	第4項	事業者			資格者を参照						
第88条	第5項	事業者			元請負人以外の事業者については、適用しない						
第88条	第6項	労働基準監督署長			届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる						
第88条	第7項	厚生労働大臣又は労働基準監督署長			届出をした事業者に対し、その届出に係る工事若しくは仕事の開始を差し止め、又は当該計画を変更すべきことを命ずることができる						
第89条	第1項	厚生労働大臣			審査						
第89条	第2項	厚生労働大臣			学識経験者の意見聴取						
第89条	第3項	厚生労働大臣			勧告要請						
第89条	第4項	厚生労働大臣			事業者の意見聴取						
第89条	第5項	学識経験者			秘密を洩らさない						
第89条の2	第1項	都道府県労働局長			都道府県労働局長の審査等						
第89条の2	第2項	都道府県労働局長			運用						
第90条		労働基準監督署長及び労働基準監督官			この法律の施行に関する事務をつかさどる						
第91条	第1項	労働基準監督官			検査						
第91条	第2項	医師である労働基準監督官			健診						
第91条	第3項	労働基準監督官			証票を携帯						
第91条	第4項				立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない						
第92条		労働基準監督官			司法警察員の職務						
第93条	第1項			??	厚生労働省、都道府県労働局及び労働基準監督署に、産業安全専門官及び労働衛生専門官を置く						
第93条	第2項	産業安全専門官			職務						
第93条	第3項	労働衛生専門官			職務						
第93条	第4項			厚生労働大臣	産業安全専門官及び労働衛生専門官について必要な事項は、厚生労働省令で定める						
第94条	第1項	産業安全専門官又は労働衛生専門官			産業安全専門官及び労働衛生専門官の権限						
第94条	第2項	産業安全専門官又は労働衛生専門官			運用						

現安衛法	項	名実とも名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第95条	第1項			??	都道府県労働局に、労働衛生指導医を置く						
第95条	第2項	労働衛生指導医			労働者の衛生に関する事務に参画する						
第95条	第3項	労働衛生指導医			労働衛生に関し学識経験を有する医師のうちから、厚生労働大臣が任命						
第95条	第4項	労働衛生指導医			非常勤						
第96条	第1項	厚生労働大臣			職員をして当該型式検定を受けた者の事業場又は当該型式検定に係る機械等若しくは設備等の所在すると認める場所に立ち入り、関係者に質問させ、又は当該機械等若しくは設備その他の物件を検査させることができる。						
第96条	第2項	厚生労働大臣			コンサルタントの事務所に立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿若しくは書類を検査させることができる。						
第96条	第3項	厚生労働大臣又は都道府県労働局長			職員をしてこれらの事務所へ立ち入り、関係者に質問させ、又はその業務に関係のある帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。						
第96条	第4項	都道府県労働局長			労働衛生指導医をして事業場に立ち入り、関係者に質問させ、又は作業環境測定若しくは健康診断の結果の記録その他の物件を検査させることができる。						
第96条	第5項				準用						
第96条の2	第1項	厚生労働大臣			労働災害の規模その他の状況から判断して必要があると認めるときは、独立して必要がある労働者健康安全機構に、当該調査を行わせることができる。						
第96条の2	第2項	厚生労働大臣			機構に、第九十四条第一項の規定による立入検査を行わせることができる。						
第96条の2	第3項	厚生労働大臣			機構に立入検査を行わせる場合には、機構に対し、当該立入検査の場所その他必要な事項を示してこれを実施すべきことを指示						
第96条の2	第4項	機構			指示に従って立入検査を行ったときは、その結果を厚生労働大臣に報告しなければならない						
第96条の2	第5項				準用						
第96条の3		厚生労働大臣			機構に対し、これらの業務に関し必要な命令						
第97条	第1項	労働者			申告						
第97条	第2項	事業者			申告をしたことを理由として、労働者に対し、解雇その他不利益な取扱いをしてはならない。						

現行備法	項	名実ともに名宛人	形式的な主題	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第98条	第1項	都道府県労働局長又は労働基準監督署長			使用停止命令等						
第98条	第2項	都道府県労働局長又は労働基準監督署長			必要な事項を労働者、請負人又は建築物の貸与を受けている者に命ずることができる						
第98条	第3項	労働基準監督官			都道府県労働局長又は労働基準監督署長の権限を即時に行うことができる						
第98条	第4項	都道府県労働局長又は労働基準監督署長			労働災害を防止するため必要な事項について勧告又は要請を行うことができる						
第99条	第1項	都道府県労働局長又は労働基準監督署長			作業停止命令						
第99条	第2項	都道府県労働局長又は労働基準監督署長			労働者に命ずる						
第99条の2	第1項	都道府県労働局長			労働災害防止業務従事者に都道府県労働局長の指定する者が行う講習を受けさせるよう指示することができる						
第99条の2	第2項	事業者			労働災害防止業務従事者に同項の講習を受けさせなければならない						
第99条の2	第3項			厚生労働大臣	必要な事項は、厚生労働省令で定める						
第100条	第1項	厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長			事業者、労働者、機械等貸与者、建築物貸与者又はコンサルタントに対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる						
第100条	第2項	厚生労働大臣、都道府県労働局長又は労働基準監督署長			登録造時等検査機関等に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる						
第100条	第3項	労働基準監督官			事業者又は労働者に対し、必要な事項を報告させ、又は出頭を命ずることができる						
第101条	第1項	事業者			労働者に周知						
第101条	第2項	産業医を選任した事業者			産業医の業務に関する事項で厚生労働省令で定めるものを、常時各作業場の見やすい場所に掲示						
第101条	第3項										
第101条	第4項	事業者			化学物質、化学物質を含有する製剤その他の物で当該通知された事項に係るものを取り扱う各作業場の見やすい場所に常時掲示し、又は備え付けることその他の厚生労働省令で定める方法により、当該物を取り扱う労働者に周知						
第102条					工作物による労働災害の発生を防止するためにとるべき措置についての教示を求められたときは、これを教示しなければならない						
第103条	第1項	事業者			書類の保存						

現行条法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧労基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
第103条	第2項	登録製造時等検査機関、登録性能検査機関、登録個別検査機関、登録型式検査機関、検査業者、指定試験機関、登録教習機関、指定コンサルタント試験機関又は指定登録機関			書類の保存						
第103条	第3項	コンサルタント			書類の保存						
第104条	第1項	事業者			心身の状態に関する情報の取扱い						
第104条	第2項	事業者			労働者の心身の状態に関する情報を適正に管理するために必要な措置を講じなければならない						
第104条	第3項	厚生労働大臣			指針を公表						
第104条	第4項	厚生労働大臣			指針						
第105条		面接指導の実施の事務に従事した者			施に関して知り得た労働者の秘密を漏らしてはならない						
第106条	第1項	国			金融上の措置、技術上の助言その他必要な援助を行うように努めるものとする						
第106条	第2項	国			中小企業者に対し、特別の配慮						
第107条		厚生労働大臣			安全管理者、衛生管理者、安全衛生推進者、衛生推進者、産業医、コンサルタントその他労働災害の防止のための業務に従事する者の資質の向上を図り、及び労働者の労働災害防止の思想を高めるため、資料の提供その他必要な援助を行うように努めるものとする						
第108条		政府			研究開発の推進等						
第108条の2	第1項	厚生労働大臣			疫学的調査						
第108条の2	第2項	厚生労働大臣			委託						
第108条の2	第3項	厚生労働大臣			書類の提出						
第108条の2	第4項	厚生労働大臣が委託した疫学的調査等の実施の事務に従事した者			秘密を漏らしてはならない						
第109条		国			地方公共団体との連携						
第110条	第1項			国	許可等の条件						
第110条	第2項			国	許可等の条件						
第111条	第1項			??	審査請求						
第111条	第2項			??	審査請求						
第112条	第1項	次の者			手数料の納付						
第112条	第2項	定コンサルタント試験機関又は指定登録機関			手数料収入						
第112条の2	第1項	厚生労働大臣			官報で告示						
第112条の2	第2項	都道府県労働局長			公示						
第113条				厚生労働大臣	経過措置						
第114条	第1項				鉱山に関する特例						
第114条	第2項				鉱山に関する特例						
第115条	第1項				適用除外						
第115条	第2項				適用除外						
第115条の2	第1項				厚生労働省令への委任						
第115条の3	第1項				罰則						
	第2項				罰則						
	第3項				罰則						

規定術法	項	名実ともに名宛人	形式的な主語	実質的な名宛人	規制内容	保護対象	旧券基法	項	名宛人	保護対象	規制内容
	第4項				罰則						
第115条の4	第1項				罰則						
第115条の4	第2項				罰則						
第115条の5					罰則						
第116条					罰則						
第117条					罰則						
第118条					罰則						
第119条					罰則						
第120条					罰則						
第121条					罰則						
第122条					罰則						
第123条					罰則						